

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

(住 所)

(氏 名)

殿

整理回収機構 企業再生検討委員会

確認者 (肩書)

確認者 (肩書)

確認者 (肩書)

企業再生検討委員会の審議を経て承認された株式会社〇〇〇〇の再生計画(以下「本再生計画」という)において定められた貴殿の資産贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、下記の点を確認致します。

債務者：(住 所)

(名 称)

贈与資産：(資産の種類)

(所在地等)

(数 量)

《確認事項》

(確認対象条文：法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第4号並びに租税特別措置法第40条の3の2第1項第1号から第3号までに掲げる要件)

- (1) 本再生計画は「RCC企業再生スキームII」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 本再生計画では「RCC企業再生スキームII」別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評定基準』」に基づき債務者の有する資産及び負債について、資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。また、当該資産評定は公正な価額により行われていること。
- (3) 本再生計画において、(2)の貸借対照表における資産及び負債の価額、本再生計画における損益の見込等に基づいて、2以上の金融機関等が当該債務者に対する債務免除等をする金額が定められていること。

- (4) 貴殿は本再生計画に基づき当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行しており、かつ、本再生計画において、当該債務者に対する資産の贈与及び保証債務の一部履行後においても、当該債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが見込まれていること。
- (5) 当該債務者が、(4)の保証債務の一部の履行時点及び資産の贈与時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者に該当する内国法人であること。
- (6) 貴殿が、(4)の保証債務の一部の履行時点及び資産の贈与時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。
- (7) 当該債務者が資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが本再生計画において定められていること。
- (8) (4)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。
- (9) 当該債務者が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われていること。

以 上